

R7.12.24時点

資料2-3-3

冊子のデザインは変更を予定しています

福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン 別冊

みんなが利用しやすい

お店づくりに向けて（素案）

～バリアフリー改修のススメ～

みんなが利用しやすいお店づくり

年齢、性別、国籍、障がいの有無などすべてのお客さまが安心してお店を利用できるよう、ハードとソフトの両面から店舗のバリアフリー化に取り組みましょう。

本冊子では、既存の店舗におけるバリアフリー改修や改善のポイント、店舗をより利用しやすくするためのソフト面の工夫などをご紹介します。

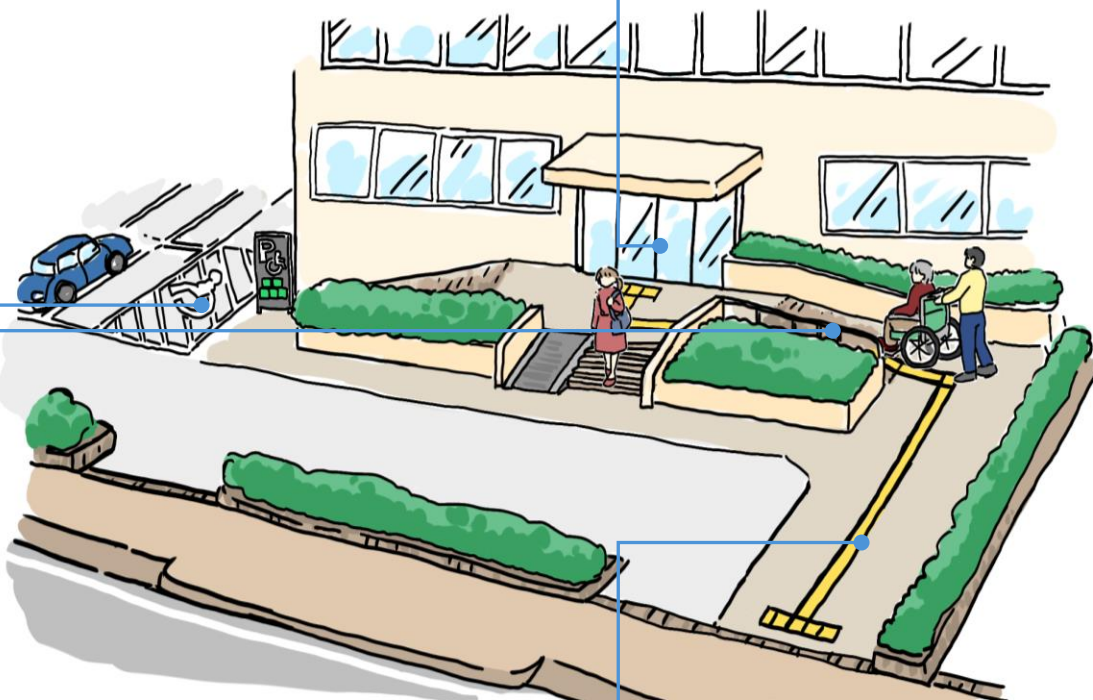
屋外空間 バリアフリー改善・改修のポイント

駐車場

- 出入口に近い位置に車椅子利用者用駐車施設を設ける
- 優先駐車区画を設けることが望ましい
- 表示板（標識）や舗装面への表示を設ける

出入口

- 有効幅員は 80 cm 以上を確保する
- 戸の前後に高低差がある場合は、傾斜路の設置等により段差を解消する。
- 自動式引き戸か手動式引き戸に交換する。



敷地内の通路

- 敷地内の通路に段がある場合は傾斜路を設ける。
- 床表面を濡れても滑りにくい材料に変更する。

案内表示

- バリアフリー化されたトイレや駐車場の位置を示す案内板を設ける

視覚障がい者誘導用ブロック 音声等による誘導設備

- 主要となる経路上に視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する（又は音による誘導を行う）

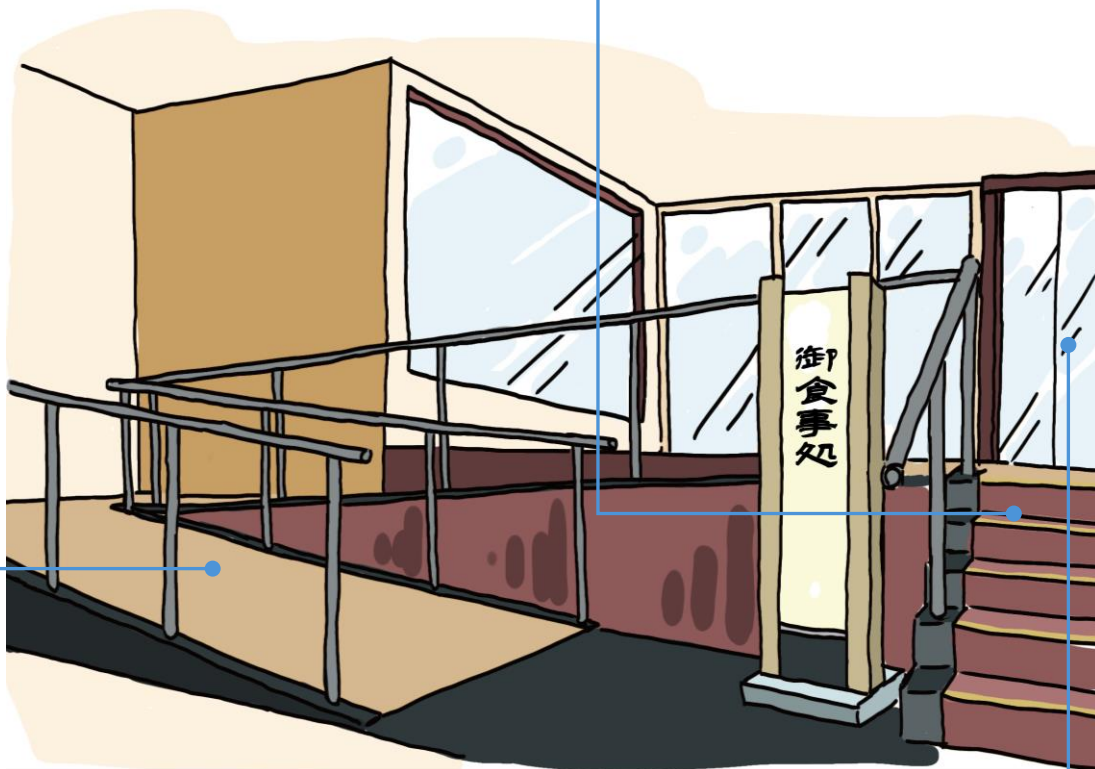
店舗内部 バリアフリー改善・改修のポイント

屋内の通路

- 段差がある場合には、傾斜路を設ける。
- 傾斜路を設けることができない場合は、段差解消機等を設ける。
- 床に凹凸がある場合には、これを解消し平滑な仕上げとする。

階段

- 手すりが無い場合には、手すりを設ける。
- 踏面の端部（段鼻）の滑り止めの色を工夫する。
- 階段に段差解消機を設置する場合には、階段の有効幅員の確保に留意する。



店内

- 店舗の用途と通路の性格に応じ、通路の有効幅員を確保する。
- 床に凹凸がある場合には、これを解消し平滑な仕上げとする。
- 店内の通路に段差がある場合には、傾斜路を設けることにより段差を解消する。傾斜路を設けることができない場合には段差解消機を設ける。

居室の出入口

- 出入口の有効幅員は 80 cm 以上。
- 戸の前後に高低差がある場合には、戸・枠の交換や傾斜路を設けて解消する。
- 開き戸の場合には、通行者との衝突防止、開閉動作等のための十分なスペースを確保する。
- 引き戸を設けることができる場合には、引き戸に交換する。

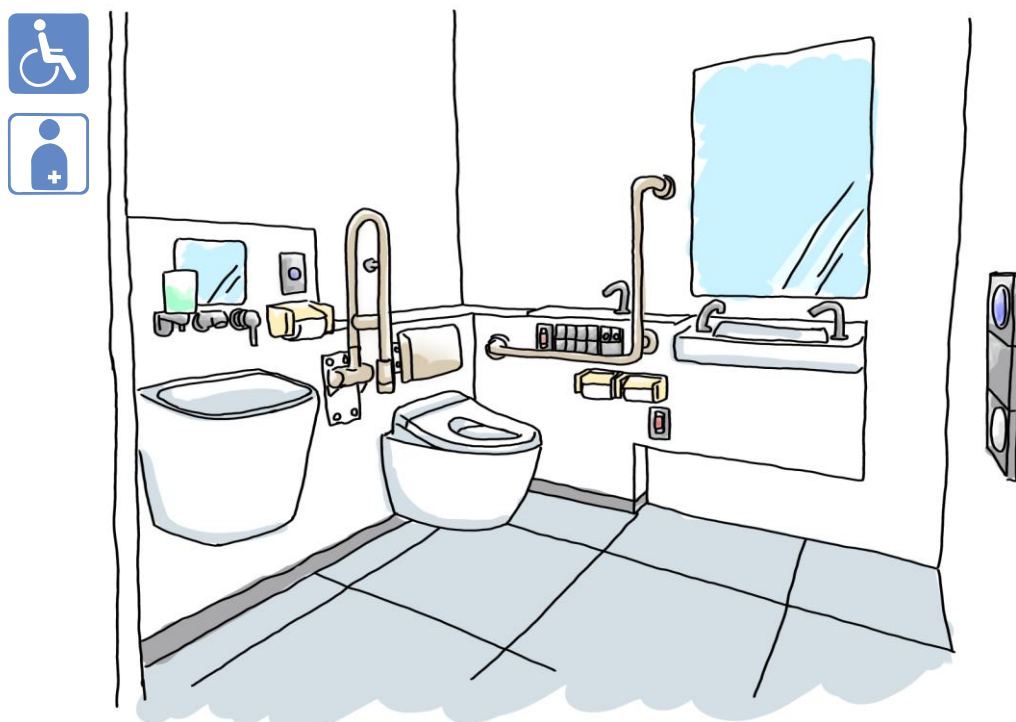
トイレ バリアフリー改善・改修のポイント

計画・設計の考え方

- 男女共用の「車椅子使用者用便房」及び「オストメイト用設備を有する便房」を設ける
- または、男女共用の「車椅子使用者用便房」又は「男女共用の広めの便房」にオストメイト用設備を付加する。

一般の便房

- 和風便器の場合には腰掛便座に変更する。
- 手すりを設けた便房を1以上（腰掛便座の便房と和風便器の便房がある場合には、それぞれ1以上）設ける。



車椅子使用者用便房

- 車椅子使用者用便房には、原則として直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。
- 車椅子使用者用便房を設けることが困難な場合には、車椅子使用者も利用できる広さを有する男女共用の広めの便房を設ける。
- 便房前の通行空間や引き手側寸法を十分に確保できない場合には、戸の形式を2枚引き戸とすることや折れ戸も検討する。
- 折れ戸を設ける場合は便房の内側に十分な開閉スペースを確保する。

テナント入れ替えの際の留意点

- 内装工事を行う場合に、店内に段差を設けたり、通路を狭くしたりする工事を行ってしまうと、円滑な利用に支障が生じてしまいます。
- 内装工事やリニューアル工事は、バリアフリー改善・改修を行う良い機会です。すべての方が安心してお店を利用できるよう、バリアフリー化をご検討ください。

ソフト面の対応 円滑な施設利用につながる備品や接遇



● 持ち運び可能な可搬型スロープ



● 貸出用の車椅子



● 車椅子使用者に配慮した商品棚



● 杖ホルダー



● 通路上に物を置かない



● 点字メニューを常備



● 店員によるメニューの読み上げ



● 筆談による対話



● ローカウンター

【出典】だれもが利用しやすいお店をつくらう(国土交通省)

上記のほかにも、こんな取組が進むと利用の支援や良いコミュニケーションにつながります

- お店のバリアフリー情報をホームページに掲載する
- 券売機や自動販売機のボタンを低い位置に設置する。
- 乳幼児用ベッドを貸出する。
- 手話サポートテレビ電話を活用する。 等



手話マーク

- 【ろう者から提示する場合】
・「手話で対応をお願いします」
【窓口等で提示する場合】
・「手話で対応可能です。」等

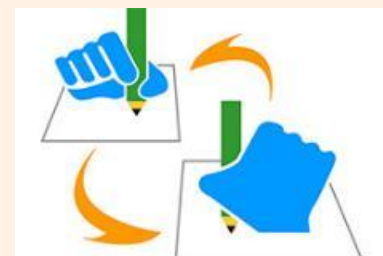
【出典】一般社団法人全日本ろうあ連盟 HP



耳マーク

- 【当事者から提示する場合】
・「聞こえにくいのでゆっくり話してください」等
【窓口等で提示する場合】
・「聞こえにくい方への配慮を行っています」等

【出典】一般社団法人全日本難聴者・中途失調者団体連合会 HP



筆談マーク

- 【当事者から提示する場合】
・「筆談で対応をお願いします」
【窓口等で提示する場合】
・「筆談で対応可能です。」

【出典】一般社団法人全日本ろうあ連盟 HP

小規模店舗における設計ガイドライン

物販店舗、飲食店、サービス店舗における配慮事項を設計ガイドラインとして整理しています。新築、改修される場合にご参照いただき、全ての方が利用しやすいお店づくりにご活用ください。

なお、詳しくはガイドライン本編の●●ページ～●●ページをご確認ください。

共通事項

- 店舗内及び通路には、原則として段を設けない
- 来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料(透明ガラス面仕上げ等)に留意する
- 出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい
- 道から出入口に至る経路上に段を設けない
- 戸の前後に水平なスペースを確保する



物販店舗における留意点

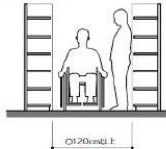
【便所】

- 高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房を設置する
- 2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

① 会計・相談カウンターやショーケース前等、利用者が正対する通路



② 横向きの人と車椅子使用者のすれ違う通路



③ 片側商品棚の場合ですれ違いない通路

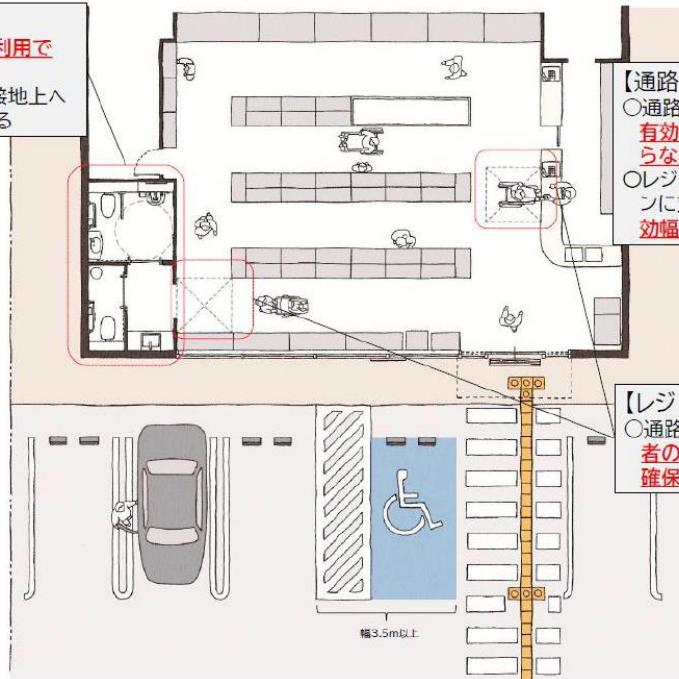


【通路】

- 通路沿いに設ける設備機器・備品は有効幅員の確保や手すりの妨げにならない位置に設ける
- レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者が通れる有効幅員90cm以上を確保する

【レジ・カウンター】

- 通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース(140cm角以上)を確保



飲食店舗における留意点

【レジ・カウンター】

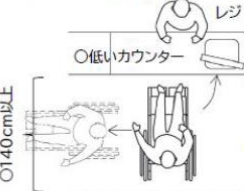
○通路の端部やレジ前等に**車椅子使用者の転回スペース(140cm角以上)を確保**

○会計カウンターの例



○上端高さ70~75cm程度
○下端高さ65~70cm程度

○カウンター前の通路の例



○客側から見える金額表示

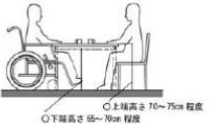
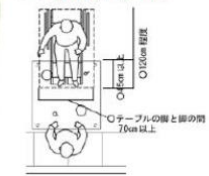
【便所】

○高齢者、障がい者が円滑に利用できる**便所・便房**を設置する
○2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

【椅子席】

○固定席を設ける場合には、**客席総数の1/2未満**とする
○飲食店の場合は**椅子に座った状態でも有効幅員90cm以上**を確保する

○可動式椅子席の例



【椅子席】

○多様なニーズへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する

【その他】

○待合には、高齢者、障がい者等の**休憩の用に供する設備(ベンチ等)**を設ける
○セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする

サービス店舗における留意点

【サービスカウンター】

○高齢者、障がい者等の杖利用者が杖を置くことができる、杖ホルダーを設置又はテーブルの一部にくぼみ等を設ける

【ATM】

○視覚障がい者等の利用に配慮し、ATMの操作部分には点字を併記する

【レジ・カウンター】

○通路の端部やレジ前等に**車椅子使用者の転回スペース(140cm角以上)を確保**

【便所】

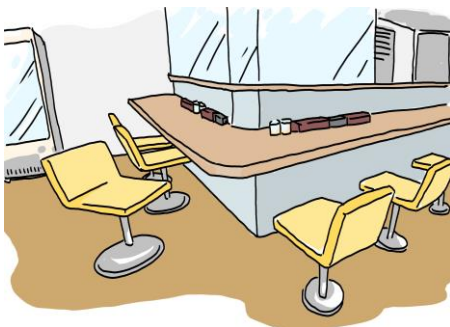
○高齢者、障がい者が円滑に利用できる**便所・便房**を設置する
○2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

【通路】

○レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して**車椅子使用者が通れる有効幅員90cm以上**を確保する

【その他】

○多様なニーズへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する



車椅子使用者の利用にも配慮したカウンターや、可動式椅子の設置



売店出入口幅82cm(引き戸)扉下枠部を丸鋸にて段差解消

【出典】高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築規格標準の改正に関する検討会及び小規模店舗WG
第3回検討会・WG資料 資料4小規模店舗のバリアフリー化について

裏表紙

福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン《本編》

- 施設のバリアフリー設計、維持管理時の配慮事項等をまとめた指針として、条例に基づく義務基準の解説に加え、望ましい基準や事例等を紹介しています。

QR

当事者参画によるバリアフリー取組事例集

福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン《別冊》

- 施設の設計、維持管理・運営等の各段階において当事者意見の反映を促進するため、当事者参画で進められたバリアフリー化の取組事例を紹介しています。

QR

おおさかユニバーサルデザインマップ【現在制作中】

- ウェブ上で施設のバリアフリー情報を見ることができるポータルサイトです。
【事業者様向け】ホテルやお店のバリアフリー情報を掲載できますので、ぜひご覧いただき、情報の登録にご協力ください。

QR

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）27階

TEL06（6210）9717/ファックス06（6210）9714

HP http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html（おおさかのあたりまえ／福祉のまちづくり）

QR